**別紙１**

質問票

＊質問等がございましたら、令和８年２月２４日（火）12:00までにまでに下記のメールアドレスまで質問票のご提出をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貴社名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　ご担当者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-Mail：

　調達件名：「ウェブアンケートシステム利用及び保守」

|  |  |
| --- | --- |
| 仕様書等表記部分 | 質問内容 |
| 質問の対象となる部分のみを仕様書等から抜粋して記入すること。（ページ番号や付番なども記入してわかりやすく記入してください。） | 左に対しての質問を記入すること。 |
|  |  |
|  |  |

問合せ先：科学技術・学術政策研究所　総務課用度係

電話番号：　０３-５２５３－４１１１　内線７０１３

E-Mail：nistep-keiyaku[at]mext.go.jp （メール送信の際は、[at]を @に変換）

**別紙２**

入札関係書類

　　令和８年３月３日（火）１２時までにご提出願います。

１　競争参加資格の確認の為の書類

1. 令和７・８・９年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定

通知書の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……　１部

（２） 支出負担行為担当官が別紙３に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書

　　　　……　１部

２　業務を履行できることを証明する書類（様式任意）

　　 （各提出書類には社名、代表者名）

　 （１） 業務を履行できることの証明書 ……　１部

（２)　当所の交付する仕様書に基づく提案書及び付属説明資料・カタログ等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ……　１部

　　 （３） 定価証明書

　　　　※オープン価格の製品については、標準価格を設定すること。 ……　１部

３ 本件仕様書に基づく参考見積書（内訳記載）　　　　　 　　　　　 ……　１部

**別紙３**

誓　　約　　書

□　私

　□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 　　年 　　月 　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。

　※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（別紙参照、押印不要）を添付すること。

(別紙)

役　員　等　名　簿

法人（個人）名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　名 | フ　リ　ガ　ナ | 生　年　月　日 | 性 別 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |
|  |  |  | Ｔ  Ｓ　 年 　月 　日  Ｈ | 男  ・  女 |

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※ 当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」の 項目を網羅していれば、様式は問いません。

別紙４-1

（競争加入者本人が入札する場合）

**入　　　札　　　書**

　　件　　名　　　ウェブアンケートシステム利用及び保守

　　入札金額　　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　〔参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額　金　　　　　　　　　　　円〕

　文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

　支出負担行為担当官

　科学技術・学術政策研究所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

住　　所

会 社 名

氏　　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

　　電子くじ番号

　　(注1)電子くじ番号は任意の3桁の数字を記載すること

別紙４-2

（代理人が入札する場合）

**入　　　札　　　書**

　　件　　名　　　ウェブアンケートシステム利用及び保守

　　入札金額　　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　〔参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額　金　　　　　　　　　　　円〕

　文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

　支出負担行為担当官

　科学技術・学術政策研究所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

氏　　名

　　　　代　理　人

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

氏　　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

　　電子くじ番号

　　(注1)電子くじ番号は任意の3桁の数字を記載すること

別紙４-3

（復代理人が入札する場合）

**入　　　札　　　書**

　　件　　名　　　ウェブアンケートシステム利用及び保守

　　入札金額　　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　〔参考：消費税及び地方消費税を含んだ金額　金　　　　　　　　　　　円〕

　文部科学省が定めた製造請負契約基準を熟知し、入札に関する条件を承諾の上、仕様書に従って上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

　科学技術・学術政策研究所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

氏　　名

　　 復 代 理 人

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名

氏　　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

　　電子くじ番号

　　(注1)電子くじ番号は任意の3桁の数字を記載すること

別紙５-1

（代理委任状の参考例１：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）

**委　　　任　　　状**

令和　　年　　月　　日

　　科学技術・学術政策研究所　御中

委任者（競争加入者）

住　　所

会 社 名

代表者名

　　私は、　　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

　令和８年２月６日公告分の科学技術・学術政策研究所において行われる「ウェブアンケートシステム利用及び保守」の一般競争入札に関する件

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者　　が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙５-2

（代理委任状の参考例２：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

**委　　　任　　　状**

令和　　年　　月　　日

　科学技術・学術政策研究所　御中

　 　　　　委任者（競争加入者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

会 社 名

　 代表者名　　　　　　　　　　㊞

　私は、下記の者を代理人と定め、科学技術・学術政策研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

　受任者（代理人） 住　所

会社名

氏　名

委任事項 １　入札及び見積りに関する件

２　契約締結に関する件

３　入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件

４　契約代金の請求及び受領に関する件

５　復代理人の選任に関する件

６　・・・・・・・・・・・・

委任期間 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者　　が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙５-3

（代理委任状の参考例３：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

**委　　　任　　　状**

令和　　年　　月　　日

科学技術・学術政策研究所　御中

　 　　　　　　　　委任者（競争加入者の代理人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

会 社 名

氏　　名

　私は、　　　　　　を（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

　令和８年２月６日公告分の科学技術・学術政策研究所において行われる「ウェブアンケートシステム利用及び保守」の一般競争入札に関する件

（注）１　この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含ま　　　　れていること。）が提出されることが必要である。

　　　２　これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委　　　　任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

契　　　　約　　　　書（案）

　件　　名　　ウェブアンケートシステム利用及び保守

　契約金額 　　　　　　　　　 円也

　（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　　　　 円）

　消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条の第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、課税対象部分の金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

　支出負担行為担当官　科学技術・学術政策研究所長　○○○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○○　代表取締役　○○　○○（以下「乙」という。）との間において、上記件名について上記契約金額で次の条項により、請負契約を締結するものとする。

（目的）

1. 乙は、別添仕様書に基づいて業務を行う。

（納入等）

第２条　履行期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日

第３条　履行場所は、別添仕様書のとおりとする。

（完了届の提出）

第４条　乙は、業務の完了したときは業務完了届を作成し、甲に提出する。

（請求）

第５条　契約代金は、請負完了後１回に支払うものとする。

第６条　代金の請求書は、官署支出官　科学技術・学術政策研究所総務課長に提出する。

（保証金）

第７条　契約保証金は、免除する。

（機密の保持）

第８条　乙は、本業務の過程で知り得た一切の秘密を甲の承諾を得ることなく、これを他に漏らしてはならない。

　　２　乙は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外に使用してはならない。

（知的財産権）

第９条　本業務で得られた成果物の著作権等一切の権利は甲に帰属するものとする。

　　　ただし、成果物を作成するために乙が開発したツール、本業務のために提供した

　　　知的財産の権利及び乙が既に有していた著作権については乙に権利が留保される。

（個人情報の取扱）

第10条　乙は、契約期間中において知り得た個人情報、その他一切の機密情報を第三者に提供・開示・漏洩、又は他の目的に利用してはならない。このことはこの契約の終了後においても同様とする。

　２　乙は、本件業務に従事する乙の従業員との間において、前項の義務を遵守するための秘密保持誓約書を締結する等、秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。

第11条　乙は、本件業務により知り得た個人情報、その他の機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製・複写又は改変が必要な場合には、事前に甲から承諾を得なければならない。

第12条　乙は、個人情報の業務を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

　　一　個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。

　　二　業務の作業場所は、入退室管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。

　　三　紙媒体・電子データを問わず、個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

　　四　個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。

　　五　不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去するものとする。

　２　個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い問題解決のための対策を講じなければならない。

第13条　乙は、本契約の終了後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、業務中、業務後を問わず、甲に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第14条　甲は、乙が正当な理由なくして第８条から前条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙間において協議して定めるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保）

第15条　乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

　　一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

　　二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

　　三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

　２　乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の１０分の１に相当する額のほか、請負代金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

　　一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

　　二　前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

　　三　前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

　３　乙は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

　 ４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

　 ５　乙は、本契約に関して、第１項及び第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、

本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

　　 (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

　　 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると　　　　　き

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第18条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第20条 甲は、第16条、第17条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第16条、第17条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

３ 前項の場合において、契約保証金の納付（又はこれに代わる担保の提供）が行われているときは、甲は、当該契約保証金（又は担保）をもって違約金に充当することができる。

４ 第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合はこれを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（裁判管轄）

第22条　本契約に関する訴えの管轄は、東京地方裁判所とする。

（その他）

第23条　本契約について必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準によるものとする。

第24条　本契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、甲乙間において協議して、これを解決するものとする。

第25条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

　この契約書は２通作成し、双方で１通を所持するものとする。

　令和８年 月 日

　　　　　　　　　 　　　　　甲　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号

　　　　支出負担行為担当官

　　　　科学技術・学術政策研究所長　○○　○○

　　　　乙　 【住所】

【社名】

【役職】【代表者名】